市街地開発事業に係る都市計画見直しガイドライン(案) に対するご意見をお寄せください

~ 市民意見公募(パブリックコメント)のお知らせ ~

市街地開発事業に係る都市計画見直しガイドライン(案)の策定につきまして、より多く の市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。

1. ガイドラインの内容

市では、計画的な市街地形成を進めるため、土地区画整理事業等や地区計画制度を活用 した市街地開発事業を行ってきました。

その一方で、人口減少等の社会情勢の変化と都市計画決定当時の事業の目的や効果等について再検証するためのガイドライン(案)を策定しました。

○検証対象の事業

事業の名称

○土地区画整理事業による市街地開発事業

五月町土地区画整理事業(組合施行)

権現堰土地区画整理事業(組合施行)

真宮土地区画整理事(組合施行)

大町土地区画整理事業(公共施行)

扇町土地区画整理事業(公共施行)

○開発許可による市街地開発事業

水季の里宅地整備事業 (三本松地区計画)

河東工業団地整備事業 (浅山地区計画)

2. 意見公募期間

令和5年10月2日(月)~令和5年10月30日(月) (必着)

3. 意見を提出できる人

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内にある学校に在学する方

4. 意見の提出方法

別紙「市街地開発事業に係る都市計画見直しガイドライン(案)に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールにより、都市計画課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号(法人の場合は、名称、所在地、電話番号)を必ず明記してください。

匿名や電話での意見提出は受け付けません。

【提出先】 会津若松市建設部都市計画課

(1)	直接提出する場合	〒965-8601 ※住所不要 栄町第一庁舎2階 都市計画課
(2)	郵送で提出する場合	上記住所に郵送
(3)	ファックスで提出する場合	0242-39-1450(都市計画課専用)
(4)	電子メールで提出する場合	toshikei@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

(留意事項)

- ※ 意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡する場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ※ 提出していただいた書面はお返しできません。
- ※ 個々の意見に対し、直接回答はしませんのでご了承ください。
- ※ お寄せいただいたご意見は公表しますが、この際に氏名などの個人情報が公表されることはありません。

5. 閲覧場所

計画の内容は、都市計画課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、さらに市のホームページで見ることができます。

なお、各施設での閲覧時間は土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

問合せ先:会津若松市建設部都市計画課計画グループ

(電話 0242-39-1261)